居宅介護支援重要事項説明書

［令和元年　５月１日現在］

１．当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

居宅支援事業所エルピス　　TEL　　0475-78 3544

担 当　　介護支援専門員　　／管理者　今西賢治

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

２．居宅介護支援事業所の概要

（１）事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅支援事業所エルピス
所在地	山武市湯坂字竹ノ下 １０８番地 3
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 （１２７９０００２４２号）
サービスを提供する地域	東金市、山武市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）事業所の職員体制

管理者１名　　介護支援専門員１名

（３）営業時間

月曜日から金曜日　午前９時から午後６時まで

（日曜・祝 日、１２月２９日から１月３日は休業）

３．居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙２「サービス提供の標準的なながれ」 参照

４．利用料金

（１）利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

ア　基本利用料

要介護度	介護報酬総額
要介護度１・２	１０，６３８円
要介護度３～５	１３，８１４円

イ　加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合	３，０６３円
入院時情報 連携加算（Ⅰ）	月１回限度 介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	２，０４２円
入院時情報 連携加算（Ⅱ）	月１回限度 介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	１，０２１円
退院・退所加算	３回限度 退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	３，０６３円

（２）交通費

前期２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

（３）解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

５．サービス内容に関する苦情

（１）当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員又は管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

（２）その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課　連絡先電話　043-254-7428

６．当法人の概要

法人種別・名称	株式会社　エルピス
資本金	５，０００，０００円（資本準備金含む。）
設　立	平成２６年１月
所在地・電話	千葉県山武市湯坂字竹ノ下１０８番地３　0475-78-3544
事業内容	居宅介護支援事業 、訪問介護事業、有料老人ホーム事業

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

千葉県山武市湯坂字竹ノ下１０８番地３
株式会社　エルピス
代表取締役　　今西　三千代

説明者

事業所名　居宅支援事業所エルピス
氏　　名　　印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者

住　　所
氏　　名　　印

代理人

住　　所
氏　　名　　印

（付属別紙 1）

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの問、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成により、サービス提供を行う際の説明を行います。

１．提供する居宅介護支援について

・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結 後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を 行います。

・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な 居宅サービスを位置づけることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

・サービス事業者の選択、又は推薦にあたり、介護支援専門員は利用者、又はその家族の希望をふまえつつ公正中立に行います。

２．要介護認定後の契約の継続について

・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用 者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、 解約料はいただきません。

・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める 内容については終了することとなります。

３．要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合の利用料について

・要介護認定等の結果、自立（非該当） 又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

４．注意事項

・要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

（１）要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担していただくことになります。

（２）要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者にご負担していただくことになります。

（付属別紙 2 ）

サービス提供の標準的な流れ

